

# 守成クラブみえ津会場 規約

2023 年 10 月 1 日 施行

## 第 1 条 (会の名称)

本会の名称は、「守成クラブみえ津会場」（以下、「当会」）とする。

## 第 2 条 (目的)

当会は、会員同士の親睦を深め、会員相互の商売を繁盛させ、当会が拡大発展することを目的とする。本規約は、当会の健全な運営、会員制度について定めるものとする。

### <例会参加について>

入会した会員、及び他会場の会員は、守成クラブみえ津会場の専用 WEB サイトより会員登録を行い、毎月の例会申し込みを行う。自身により申し込みが出来ない場合は、事務局にメール・電話などで申し込みを行う。

## 第 3 条 (6 つの約束)

- 1 「守成クラブ」への入会は、会員の紹介が必要である。
- 2 健全なる会運営のために、政治的、宗教的かつ非社会的な活動を目的として入会することは出来ない。
- 3 仕事バンバンプラザは、中小企業の経営者及びそれに準ずる方で運営される。
- 4 仕事バンバンプラザへのゲスト参加は大いに歓迎されるが、同一人物の参加は一回のみとする。
- 5 仕事バンバンプラザの良いところは、正会員になり会員同士でビジネスチャンスを広めることである。
- 6 一人はみんなのために、みんなは一人のために。

## 第 4 条 (事業所の所在地)

当会の主たる事業所は、代表の住所に定める。

## 第 5 条 (事業)

当会は、第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 毎月 1 回、例会を開催。
- 2 会員相互のビジネス交流・経済交流・業務提携・共同事業を促進。
- 3 会員相互の親睦を図るための親睦会を開催する。
- 4 その他、目的を達成するために必要な事業。

## 第 6 条 (入会)

当会の会員は、経営者及びそれに準ずる者とする。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、入会を認めないものとする。

- (1) 風俗
- (2) ネットワークビジネス、連鎖販売取引、マルチまがい商法
- (3) 認可を受けてない金融関連
- (4) 宗教活動に関する者
- (5) 政治活動に関する者
- (6) 公序良俗に反することを業とする者
- (7) その他世話人会にて本会員としてふさわしくないと判断した者

#### 第 7 条 (設立日)

当会の設立日は以下の通りとする。

2018 年 2 月 1 日

#### 第 8 条 (事業年度)

当会の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。

#### 第 9 条 (幹事)

本会の幹事は次の通りとする。

- (1) 代表 1 名
- (2) 副代表 1 名以上
- (3) 事務局 1 名以上
- (4) 会計 1 名以上
- (5) 世話人 1 名以上

#### 第 10 条 (会員資格喪失)

会員が次の各号の一つに該当する者であることが判明したとき、または次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは、判明した時点で当然に会員資格を喪失する。

(1) 反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律{平成 3 年法律第 77 号}第 2 条第 2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたもの。

(4) 暴力団または暴力団員を含む反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に維持・運営に協力し、または関与している者

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) 第 6 条で言及している守成クラブ本部の契約により規制されているマルチ商法・ネットワークビジネス・政治・宗教・金融庁に登録されていない金融商品を取り扱うサービス、及び以上に準じてサービスを守成クラブ内で展開していると判明した者

(7) 第 6 条に該当する者と判明した場合。

#### 第 11 条 (会員資格停止・退会・除名処分)

1 当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、世話人会の判断により会員資格停止または当会から退会させ、除名できるものとする。ただし、重要事項を決定する世話人の中に当該会員の紹介者またはその他適切な判断が客観的にできない利害関係人は世話人会から除外される。

(1) 当規約および刑罰法規に違反したとき。

(2) 根拠のない誹謗中傷をSNS等で拡散する行為、運営を妨害する行為、その他一切の当会の名誉を傷つけ又は当会の目的に反する行為をしたとき。

(3) 入会の後において強引な販売手法を行う者。

(4) 法律で禁止されている商品、サービスの提供したとき。

(5) 景品表示法、薬事法等法令を遵守しない者。

(6) 例会や懇親会におけるハラスメント行為、会員間の不当な差別的言動、法律又は法規範に準じるルー

ル（本規約含む。）に違反する行為、その他一切のビジネスマナーに反する行為。

- (7) 不当な金銭要求、事実に基づかない悪評の流布、その他一切の会員に対し義務のないことの要求や誹謗中傷を行ったとき。
- (8) 悪質なビジネスモデルであることが明らかであるとき。
- (9) 例会費等の支払いを延滞している者。
- (10) 3人以上の会員が、特定の会員による迷惑行為を受けた旨の被害を訴え、かつ当該迷惑行為の事実を確認できた場合

2 <規約違反の確認> 会員が規約に違反した場合、世話人会はその違反行為を確認し、必要に応じて注意または警告を行う。注意または警告を受けても、会員が反省の態度を示さない場合、再度の規約違反が発覚した場合には、さらなる処分を検討する。

3 <弁明の機会> 会員の規約違反が繰り返され、世話人会が退会処分を検討する場合、当該会員に対して弁明の機会を設ける。弁明の機会は、会員に対して文書または電子メール等にて通知し、通知後、指定された期間内に会員が弁明の意思を表明し面談の機会を得ることができる。この期間は原則として7日間とし、その期間内に弁明がない場合、弁明の機会を失ったものとみなす。

4 <弁明後の処分決定> 弁明の機会を経てもなお、当該会員が反省を示さず、規約違反を継続した場合、世話人会は退会処分を決定することができる。退会処分は、世話人会にて最終決定を行い、会員に書面または電子メール等にて7日以内に通知する。

5 <退会処分の内容> 会員が退会処分を受けた場合、会員資格は即時に無効となり、以後、当会のすべての活動に参加することはできない。退会処分を受けた会員に対しては、理由を明記した文書を送付し、その決定は最終的なものとする。

6 本条第1項による処分をした場合、代表は守成クラブ本部に報告をすると共に、全ての守成クラブの会場にこれを通知することができる。

## 第12条（会員資格停止・退会後の対応）

当会を退会（除名処分を含む）した会員及び準会員に対して、既納の入会金、年会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

## 第13条（移籍）

正当な理由のない移籍は原則として認めない。

他会場に移籍を希望する会員は、移籍先会場の代表ならびに当会代表の承認を受けるものとする。

## 第14条（運営）

当会は、第1条の目的を達成するために必要な活動を行う。また、会の運営は、毎月開催する世話人会での決定事項に基づいて行う。

### <世話人の選定と役割>

世話人の選定は自薦・他薦の上、世話人会で決定する。世話人は第2条の目的に賛同し、会の運営や活動に積極的に参加することが求められる。守成クラブのルールを理解することはもちろん、優れた協調性とリーダーシップを発揮し、倫理観と責任感を持った信頼される会員が望ましい。

世話人は会員の利益を最大化できる環境の構築と、会員が安心して例会に参加できるよう最善を尽くす。

### <世話人会>

- (1) 世話人会での重要な決議は、出席する世話人の半数以上の賛成をもって行うものとする。

(2) ただし、次の場合においては、世話人会の決議を経ることなく、代表はその職務を遂行し、必要な決定を行うことができるものとする。

- 代表が緊急を要すると判断した場合
- 世話人会の開催が不可能であるとき、または参加者が集まらない場合
- 他の合理的な理由により、速やかな判断が必要とされる場合

(3) 代表が上記の理由により決定を行った場合、その決定内容は次回の世話人会にて報告され、世話人会において再度確認・承認を受けるものとする。

(4) 運営に関する重要な事項に関して会員が関わっている場合、事前に会員からの意見を聴取する機会を設けることを検討する。

#### <世話人の解任>

世話人は以下のいずれかに該当する場合、解任されることがある。世話人の解任は世話人会における過半数の賛成を得て決定されるものとする。

- 会の目的や理念に反する行動を取った場合
- 世話人の職務に対する不履行や怠慢があった場合
- 会員との信頼関係が著しく損なわれた場合
- 不正行為または不正経理が発覚した場合
- 世話人としての義務を遂行するための能力や意欲が欠如している場合

#### 第 15 条 (事務局)

当会の運営事務を行うにあたり、事務局を置く。事務局不在時は各幹事・世話人会で役割を分担する。

#### 第 16 条 (規約改正)

当会の運営に規約改正が必要な場合は、世話人会で協議し定める。規約改正後は会員に都度共有する。

#### 第 17 条 (バッジ贈呈・会員区分につて)

会員には本部より、バッジを贈呈する。

(1) 胸章は、会員の種類により、次のように定める。

準会員 緑色のバッジ

正会員 赤色のバッジ

ゴールド会員 金色のバッジ

ダイヤモンド会員 ダイヤ形 of バッジ

(2) バッジは例会に出席する際、必ず着用すること。

(3) バッジを紛失した際は、緑、赤バッジは金 500 円で購入しなければならない。(ゴールド、ダイヤモンドは別料金)

#### <他会場への参加>

守成クラブ本部が定める規則に則り、正会員 (赤バッジ) 以上の会員は、みえ津会場以外の会場の例会に参加することができる (一部の業種は各々の会場規約により参加が制限される場合がある)。他会場への参加申し込みは特定の場合を除き、会員本人によって申し込むものとする。

#### 第 18 条 (ブース出展)

当会員が例会においてブース出展を希望する場合は、事前に WEB 申し込みを含め事務局の許可を得なければならない。ブース出展は参加申込者本人が必ず行うものとする。

##### <ブース出展の上での規約>

例会におけるブース出展者は、金品の受け取りの有無を問わず食品衛生法に準じた商品パッケージ、紹介方法によって販売を行う。また、酒類を伴う販売者は、試飲は厳禁とする。(会場との契約上規則に抵触するため)

出展する者は、各自食品衛生法に則り、責任を持って販売することとする。トラブルが発生した場合、出展者は誠意を持って対応することとする。

#### 第 19 条 (補助金支給について)

自会場の世話人以上の会員が全国大会に参加する場合、会から補助金を支払う。条件は以下の通りである。

旅費等の補助(都度協議)+本大会参加費(年度によって異なる)

#### 第 20 条 (当会の主催する懇親会・忘年会等)

当会の主催する下記について、会員相互の親睦と理解を深め、会と会員のビジネス発展の為に、当会はその会費の一部、上限を定め補助する。なお懇親会・忘年会等の開催頻度や補助額については当会の財務状況を考慮し世話人会にて決定することとする。

##### [懇親会]

入会が確定しているみえ津会場の正会員及び準会員。実費負担にて他会場会員も参加可能とする。

##### [忘年会]

年一回(12月頃)、日程は世話人会によって決定し、会員の事前に周知する。

入会が確定しているみえ津会場の正会員及び準会員。実費負担にて他会場会員も参加可能とする。世話人・三役了承のもと。入会確定のゲスト会員も参加できるものとする。

##### [※入会確定の定義]

入会申し込みをして本部に支払い済みの確認を持って「確定」とする。

##### [一連の懇親会に関する会員の例会出席の推奨]

新規入会者を除く正会員・準会員は、積極的に例会に参加していることが望ましい。本規約によって縛りを与えることはしないが、例会にまったく参加せず一連の懇親会のみ参加することは極力避ける。懇親会は当会の発展のための企画であり、守成クラブみえ津会場の中心はあくまでも毎月行われる例会であるという認識を持つこと。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明し、守成クラブみえ津会場代表がここに記名押印するものとする。

2023年10月1日 施行

守成クラブみえ津会場

代表 柴山 博昭